

群馬大学医学部附属病院副病院長に関する内規

平成18. 5. 9 制定

改正 平成26. 4. 1 平成27. 4. 1

平成29. 4. 1 令和元.12. 3

令和 2. 4. 1 令和 3.12. 1

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学医学部附属病院規程第3条の2第4項の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院副病院長（以下「副病院長」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任 期)

第2条 副病院長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、当該副病院長を指名した病院長の任期の終期を超えることはできない。

3 任期の途中で副病院長の交替があった場合の後任の副病院長の任期は、前任者の残任期間とする。

(職 務)

第3条 副病院長は、次の各号に掲げる職務をそれぞれ担当する。

(1) 医療安全

(2) 看護・療養環境

2 副病院長は、前項の職務のほか、病院長が指示する事項を担当する。

(部門等の統括)

第4条 前条第1項第1号の職務を担当する副病院長は、医療安全管理責任者として、次の各号に掲げる部門等を統括する。

(1) 医療の質・安全管理部

(2) 医療業務安全管理委員会

(3) 医薬品安全管理責任者

(4) 医療機器安全管理責任者

(5) 医療放射線安全管理責任者

2 医療安全管理責任者を任命された副病院長は、前項の業務を行うため、院内又は院外で行われる医療に係る安全管理のための研修を定期的に受けなければならない。

(雑 則)

第5条 この内規に定めるもののほか、副病院長に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、病院長が行う。

附 則

この内規は、平成18年5月9日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年12月3日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年12月1日から施行する。